



令和2年8月31日
関東財務局

令和2年度予算執行調査の調査結果の概要について
(8月公表分)

【お問い合わせ】

関東財務局 理財部 主計第2課

電話 048-600-1102

関東財務局ホームページ <http://kantou.mof.go.jp>

令和2年度予算執行調査の調査結果の概要について（8月公表分）

- 財務省は、令和2年度予算執行調査の対象とした42件のうち、調査を終了した13件の結果を公表しました。残りの調査事案については、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案しつつ、引き続き調査を継続し、調査が終了次第、公表する予定です。
- 調査を終了した13件のうち、関東財務局は2件の調査（うち1件については財務本省と関東財務局の共同調査）を実施しました。
- これらの調査結果については、財務省から各府省に対し令和3年度予算の概算要求や今後の予算執行に確実に反映するよう要請します。

令和2年度予算執行調査（8月公表分：関東財務局調査事案）

- 関東財務局が実施した2件の調査は以下のとおりです。

1. 関東財務局取りまとめ事案

No.	省庁名	調査事案名	調査主体 (注)	取りまとめ 財務局
1	農林水産省	鳥獣被害防止総合対策交付金	共同	関東

2. 調査協力事案

No.	省庁名	調査事案名	調査主体	取りまとめ 財務局
1	環境省	指定管理鳥獣捕獲等事業等	共同	北陸

(注)「共同」：共同調査（財務省主計局の予算担当職員と財務局職員が共同で実施する調査）

(参考)

予算執行調査とは、財務省主計局の予算担当職員や日常的に予算執行の現場に接する機会の多い財務局職員が、予算の執行の実態を調査して改善すべき点等を指摘し、予算の見直しや執行の効率化等につなげていく取組です。

総括調査票

(関東財務局が取りまとめた調査事案)

総 括 調 査 票

調査事案名	(25) 鳥獣被害防止総合対策交付金			調査対象 予算額	平成30年度：10,350百万円の内数 ほか (参考 令和2年度：10,010百万円の内数)		
府省名	農林水産省	会計	一般会計	項	農山漁村活性化対策費	調査主体	共同
組織	農林水産本省			目	農山漁村活性化対策整備交付金ほか	取りまとめ財務局	(関東財務局)

①調査事案の概要

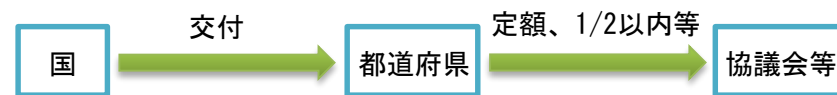
【事案の概要】

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者が一体となって取り組む、わなの設置等の捕獲活動や、侵入防止柵の整備による農作物への鳥獣被害防止等を支援する。

(事業の流れ)

- ①市町村が被害防止計画（計画期間、被害額等の軽減目標、取組方針等）を作成（令和元年10月末1,489市町村で計画作成）
- ②市町村、農林漁業団体、地域住民等で構成する被害防止計画の実施に係る連絡調整等を行うための協議会を組織
- ③被害防止計画に基づく鳥獣被害防止対策について、交付申請
- ④鳥獣被害防止対策を実施

(国費の流れ)



(参考：交付金の配分について)

農林水産省は配分基準に基づいて都道府県へ交付金を配分しており、交付金の約50%を、被害額等について高い軽減目標の設定、総合的な取組の実施、複数市町村による広域連携など、事業効果の発現可能性が高い取組状況等に応じたポイント制により配分している。

(ソフト対策)

- ①捕獲活動を行うために必要な箱わな等の捕獲機材の購入等の支援
- ②捕獲活動経費の直接支援（獣種等に応じて上限単価以内で定額支援）
- ③緩衝帯整備、放任果樹の除去等の生息環境管理の取組への支援などを実施

<補助率>

定額、1/2以内

※広域連携に取り組む協議会への加算措置あり



緩衝帯の整備



放任果樹の除去

(ハード対策)

侵入防止柵の整備等を支援

<補助率>

定額（直営施工の場合）、1/2以内等（委託施工等の場合）

(侵入防止柵の種類)



WM（ワイヤーメッシュ）



金網柵



ネット柵

総 括 調 査 票

調査事案名 (25) 鳥獣被害防止総合対策交付金

②調査の視点

【調査対象年度】
平成27～30年度

【調査対象先数】
協議会：214団体
道府県：25団体

※平成30年度に当該交付金を受けた道府県、協議会を対象。GSF（豚熱）の発生又は、捕獲重点エリアの設定が行われた道府県及び当該道府県内の協議会を除く（令和2年3月末時点）。

1. 目標の達成状況等について

適正な目標の設定・達成を通じて、被害減少しているか。

2. 総合的な取組の実施について

生息環境管理、有害捕獲、侵入防止柵整備の3つの取組を一体的に行っているか。

③調査結果及びその分析

1. 目標の達成状況等について（平成30年度に被害額軽減目標を設定した協議会：n=175、道府県：n=25）

- 平成30年度の被害額軽減目標の達成状況は35%であった。（平成27年度調査時：30% 平成23年度調査時：24%）
- また、平成27年度被害額（実績）より30%以上軽減した被害額を平成30年度目標に設定した協議会が、当該目標を達成する割合は19%であること（全体35%）や、目標を達成しているものの、平成27年度の被害額（実績）より増加した被害額目標を設定している協議会も34団体あるなど目標設定が適切か疑われる事例があった。【表1】
- 平成27年度の被害額（実績）と比較して平成30年度の被害額（実績）が減少した協議会も88団体（50%）と少ない状況にある。

【表1】 被害額軽減目標の達成状況（n=175）

	被害額軽減目標設定団体			30%以上被害額軽減目標設定団体		
	協議会数A	目標達成件数B	割合B/A	協議会数C	目標達成件数D	割合D/C
協議会数	175	62	35%	75	14	19%

- 市町村等が作成する被害防止計画への道府県の関与について積極的に指導・助言している団体（9団体）がある一方、市町村等の求めに応じて指導・助言している団体（14団体）、特に関与していない団体（2団体）もあった。
- 都道府県は協議会の被害額軽減目標の達成が見込まれないと判断したときには、協議会へ指導が求められるが、5団体は指導を行っていなかった。

2. 総合的な取組の実施について（n=214）

- 「個体数調整（捕獲等）」「被害防除（侵入防止柵整備等）」「生息環境管理（緩衝帯整備、放任果樹の除去等）」の3つを一体的に取り組むことが重要だが、実施している協議会は17団体と非常に少ない。

【鳥獣被害の現状と対策（令和2年5月）（抜粋）】

鳥獣被害の防止を図るためには、地域の実情に応じ、「個体数調整」「被害防除」「生息環境管理」の3つを適切に組み合わせた総合的な取組が重要。

- その一要因として、生息環境管理に取り組む協議会は41団体にとどまり、捕獲（190団体）や侵入防止柵整備（81団体）に比べて取組団体が少ないことがあげられる。
 - 生息環境管理については、効果的な実施方法が分からない、または、必要性がない（137団体）といった未実施協議会の意見が多く、対策効果等が十分に認識されていないと思われる結果となった。
 - 日本型直接支払（※）は、伐採による農地と山林の間の緩衝帯整備など鳥獣被害防止対策にも活用でき、今回の調査でも生息環境管理について、当該支払制度の活用事例（15団体）があった。
- （※）日本型直接支払…農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対する支援事業

④今後の改善点・検討の方向性

1. 目標の達成状況等について

- 適正な目標を設定し事業効果の検証ができる協議会に対し交付金を重点的に配分すべき。
- 特に高い目標を設定することで交付金の配分におけるポイントが加算されている協議会については、目標の達成状況を次期計画に基づく交付金の配分に反映すべき。
- 被害額軽減目標の適正な設定と、それを達成するための取組内容の整合がとれているかなど、被害防止計画の内容について、都道府県も積極的に指導するよう、対策を講ずるべき。
- 被害額軽減目標の達成が見込まれない協議会への都道府県による指導が徹底されるよう、対策を講ずるべき。

2. 総合的な取組の実施について

- 総合的な鳥獣被害防止対策に取り組むことを交付金の要件とするなど、制度見直しを検討すべき。
- 生息環境管理の必要性や効果に関する指導・助言について、改善すべき。
- 生息環境管理は、日本型直接支払の活用も積極的に促すべき。

総 括 調 査 票

調査事案名 (25) 鳥獣被害防止総合対策交付金

②調査の視点

3. 捕獲わなの購入補助

(1) 実施要領に定める上限単価は実態に即したのか。

(2) 捕獲わなは適切に使用され、鳥獣を捕獲できているか。






③調査結果及びその分析

3. 捕獲わなの購入補助 (わなを保有する協議会 : n=190)

(1) 上限単価の適正性について

・実施要領に定める上限単価が平均実績単価を上回るものがあり、特にくくりわなは2倍を上回っていた。

【表2】平成28年度から平成30年度のわなの購入費用について

わなの種類	箱わな (大)	箱わな (中)	箱わな (小)	くくりわな	ICT捕獲わな
わなの写真					
主な対象鳥獣	シカ・イノシシ 等	サル	アライグマ 等	シカ・イノシシ 等	シカ・イノシシ 等
要領上限単価 (円)	96,000	85,000	17,000	22,000	1,000,000
平均実績単価 (円/個)	119,832	68,764	22,147	9,766	567,242
実績単価中央値 (円/個)	83,000	70,000	15,000	7,000	149,000
購入個数	2,289	172	3,117	6,282	106
購入協議会数 (3年間延べ)	161	27	162	104	21

(2) 被害軽減効果について

・箱わな及びくくりわなの両種類とも設置後一頭も捕獲できていないわなが一定数存在する。
また、わなの捕獲状況を種類毎に把握していない団体も相当数見受けられた。【図1】

【野生鳥獣被害防止マニュアル-総合対策編- (抜粋)】

単に農地周辺に箱わなを設置するだけでは効率的に加害個体を捕獲することはできません。事実、現在、全国に設置されている箱わなの半数は1年間、1頭も捕獲できていません。

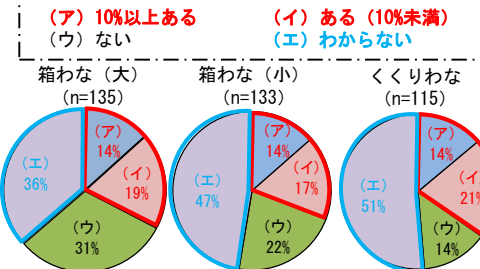
【表3】未設置わなの数 (平成31年3月末時点)

	箱わな (大・中・小)	くくりわな	合計
保有数	17,811	12,896	30,707
未設置数	1,934	2,641	4,575
未設置割合	11%	20%	15%

・箱わな及びくくりわなの両種類とも未設置のわなも一定数存在する。【表3】

・平成28年度から平成30年度の間にわなを購入した団体 (150団体) のうち、既存わなの活用状況等を確認し購入している団体は52団体と不十分と思われる結果となった。

【図1】協議会における捕獲できていないわなの保有状況



④今後の改善点・検討の方向性

3. 捕獲わなの購入補助

(1) 上限単価の適正性について
平均実績単価等を踏まえ、費用対効果も勘案した適正な上限単価を見直すべき。

(2) 被害軽減効果について

①捕獲頭数が少ないなど、被害軽減効果の低いわなの購入を促進することとならないよう、要件の追加や購入対象わなの重点化など制度を見直すべき。

②設置後一頭も捕獲できないわなの購入の補助とならないよう、設置場所の事前検討、維持管理の要件化や捕獲技術の評価などにより、有効活用が見込まれる協議会への支援とすべき。

③設置されないわなの購入の補助とならないよう、購入後すみやかな設置や計画的な設置を要件化すべき。

④被害軽減効果を把握するため、わなの種類毎の捕獲頭数を捕捉するべき。

総 括 調 査 票

調査事案名 (25) 鳥獣被害防止総合対策交付金

②調査の視点

4. 侵入防止柵整備の補助

(1) 実施要領に定める上限単価は実態に即したのか。

(2) 侵入防止柵整備時に実施要領に定める要件「捕獲施設と一体的な整備」が満たされているか。

(3) 侵入防止柵の適切な維持管理が行われているか。

5. 広域連携の実施状況

限られた地域のみではなく、広域的な鳥獣被害防止対策に取り組めているか。

③調査結果及びその分析

4. 侵入防止柵整備の補助（侵入防止柵整備を行った協議会：n=81）

(1) 上限単価の適正性について

・実施要領に定める上限単価が平均実績単価を上回るものがあり、特にWM（ワイヤーメッシュ）等は約1.5倍だった。【表4】

【表4】侵入防止柵の整備費用
（平成28～30年度整備）（直営施工のみ）

侵入防止柵の種類	イノシシ用		イノシシ、シカ共通		
	WM	金網柵	WM	金網柵	ネット柵
要領上限単価（円/m）	960	1,480	1,430	2,150	960
平均実績単価（円/m）	616	1,648	968	2,132	696
実績単価中央値（円/m）	550	1,700	1,050	2,050	650
整備延長（km）	2,937	24	831	58	64
整備協議会数※	97	4	42	17	14

※3年間延べ

(2) 捕獲との一体的な取組について

・取組を行っていない周辺農地の被害が増えている協議会の割合は、どの取組においても一定数あるものの、特に侵入防止柵整備については58%と、他の取組と比べて高い状況にあった。【図2】
・実施要領上、侵入防止柵整備時には捕獲施設と一体的に整備することが要件となっているにも関わらず、捕獲活動を一体的に実施していない協議会は6団体（7%）あった。

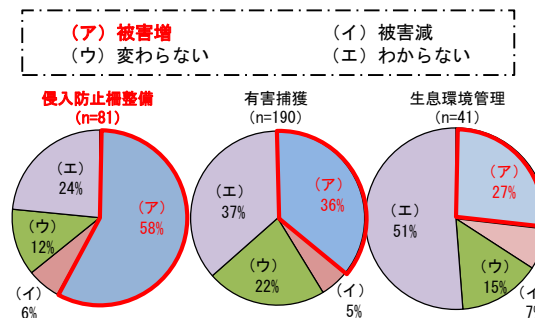
(3) 維持管理について

・野生鳥獣被害防止マニュアルではこまめな点検が必要と示されており、ほとんどの協議会（77団体、95%）で定期的な管理が行われているものの、管理の頻度が3か月に1回程度以下の協議会が22団体あるなど、マニュアルが守られているか疑わしい事例が見受けられた。

5. 広域連携の実施状況（協議会：n=214、道府県：n=25）

・鳥獣被害防止対策は、取組を行っていない周辺農地の被害の増加につながることから、複数の協議会が広域で連携した対策を行う必要性が高いが、広域連携を行う協議会は60団体（28%）と少ない。
・広域連携に取り組まない理由として、取りまとめ役がない（39団体）や未検討（36団体）といった意見が多く、他からの働きかけがないと広域連携が進まない状況が見取れた。
・道府県のうち協議会の広域連携を推進していない団体も7団体あり、取組状況に差があった。

【図2】取組を行っていない周辺農地の被害状況



④今後の改善点・検討の方向性

4. 侵入防止柵整備の補助

(1) 上限単価の適正性について
平均実績単価等を踏まえ、費用対効果も勘案した適正な上限単価に見直すべき。

(2) 捕獲との一体的な取組について
①捕獲活動を一体的に実施しない協議会については交付対象外とすべき。

②被害防止施設と一体的な捕獲施設の整備の徹底について、都道府県による指導が行われるよう、対策を講ずるべき。

(3) 維持管理について
適正な頻度の管理について、都道府県による指導が行われるよう、対策を講ずるべき。

5. 広域連携の実施状況

①域内の被害状況や対策を把握している都道府県により積極的な推進がなされるよう、対策を講ずるべき。

②広域連携を行う協議会への交付金の一層の重点配分や、連携を推進するための指導・助言の充実などについて、検討すべき。